

9 日常生活援助

居宅介護(ホームヘルプ)/短期入所(ショートステイ)等

【ご案内】 身 知 精 難

障害者総合支援法の障害福祉サービスの中に、居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等のサービスがあります。

このサービスを利用するには、障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。(詳しくは、26ページをご覧ください)。

受給者証によりサービス提供事業者と契約を結び、居宅介護等のサービスを利用します。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方、精神障がい者、または心身に障がいがあると判定された障がい児で、日常生活に支障がある方、難病の方。(原則として、介護保険のサービスを利用可能な方を除く)。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

移動支援事業(ガイドヘルプ)

【ご案内】 身 知 精

社会参加を促進するため、一人で外出の困難な障がい者(児)にヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。

※通学や通勤、作業所等への通所、宿泊を伴う外出にはご利用いただけません。

【対象者】 一人で外出の困難な中学生以上の方のうち、下記のいずれかに該当する方。

- ①愛の手帳をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、精神障がいを理由として外出が困難な方
- ③身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由の障がい程度の等級が1級である方のうち、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する方

※ 介護保険制度の対象の方、重度訪問介護、行動援護、同行援護、施設入所支援、療養介護の支給決定を受けている方は、移動支援の対象外です。また、重度脳性麻痺者介護事業との併給はできません。②については、原則身体介護はつきません。

視覚障がいにより移動に著しい困難がある方の移動支援については、障害者総合支援法に同行援護サービスがあります(詳しくは、26ページをご覧ください)。

【費用】 利用料は無料ですが、交通費、入場料等の費用はヘルパーの分を含めて負担していただく必要があります。

【申請窓口】 お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

グループホーム家賃助成

【ご案内】 身 利

身体障害者手帳、愛の手帳所持者が東京都内のグループホームを利用する場合、家賃を一部助成します。

○ 収入の制限があります。

区分	入居者の所得額	家賃助成額
1	月額 73,000 円未満	月額 24,000 円（但し、家賃額が 24,000 円を下回る場合は家賃額とする）から特定障害者特別給付費を控除した額
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	月額 12,000 円（但し、家賃額が 12,000 円を下回る場合は家賃額とする）から特定障害者特別給付費を控除した額

※生活保護受給中の方は、対象となりません。

※施設借上費の助成（精神障がい者又は通過型グループホームの入居者対象の助成）を受けている場合は対象となりません。

○ 収入の認定

対象となる収入： 給与収入、福祉的就労の収入、不動産所得、譲渡所得、公的年金、各種手当収入（手当等の福祉的給付金のうち、月額 17,000 円以下の額は収入として認定しません）等。

控除対象額： 社会保険料、所得税、地方税、通所に係る交通費、基礎控除（収入によって控除額が別途定められています）等。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係

☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

家族支援サービス（レスパイト）

【ご案内】

障がい児（者）の支援をしているご家族を対象に、障がい児（者）の支援を一時的に代替するサービスです。なお、利用は有料となる場合があります。

【お問合せ先】 ●ひまつぶし de すぷ〜ん

〒195-0072 町田市金井 2-4-7

☎ 042-736-7399 FAX 042-708-8598

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業

【ご案内】

日常的に医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）や医療的ケア児の居宅に看護師等を派遣し、家族が行っている医療的ケア及び療養上必要な介助を一定時間代替することで、在宅で介護する家族に一時的な休養を提供します。

【対象者】

町田市に住所を有し、日常的に家族等から在宅での介護を受けている方で、次のいずれかに該当する方。

（ア）重症心身障がい児（者）*で次のいずれかに該当する方

（i）下記①～⑫のいずれかの医療的ケアを必要とする方

（ii）下記①～⑫の医療的ケアを受けていないが、重度のけいれん発作等により、看護師等による服薬管理、見守り等が必要であると医師が判断した方

※重症心身障がい児（者）：18歳に達するまでに身体障害者手帳1級又は2級の身体障害（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る）及び愛の手帳1度又は2度の知的障害の両方を有するに至った方。

（イ）下表の①～⑫のいずれかの医療的ケアを必要とする医療的ケア児
＜当事業における医療的ケア＞

①	人工呼吸器の管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP等を含む。）
②	気管内挿管又は気管切開の管理
③	鼻咽頭エアウェイの管理
④	酸素の吸入
⑤	1日当たり6回以上のたんの吸入
⑥	1日当たり6回以上又は継続的なネブライザーの使用
⑦	中心静脈栄養（IVH）の管理
⑧	経管（経鼻又は胃ろうを含む。）の管理
⑨	腸ろう又は腸管栄養の管理
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む。）
⑪	1日当たり3回以上の定期導尿（人工膀胱を含む。）
⑫	人工肛門の管理

【お問合せ先】

●申請方法、利用料金等の詳細については、町田市ホームページ又は障がい福祉課までお問い合わせください。

障がい福祉課 総務係

☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653



＜町田市ホームページ＞

在宅難病患者一時入院事業

【ご案内】 難

東京都では、在宅難病患者さんの在宅生活を支えているご家族等の介護者が、御自身の病気や事故等の理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者さんが短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

※利用理由には介護者の休息、在宅療養、受診、検査、仕事や家庭の事情等での外出、入院等があります。

※在宅生活とは、申込み時及び退院先は在宅であることを指します。

【入院期間】 一回の申込みで入院できる期間は、原則、最長 1 か月間です。
ただし、年間（年度内）90 日間の限度内で、繰り返し（複数回）利用が可能です。

【予約受付】 利用開始日の 3 週間前から申込みできます。
ただし、人工呼吸器使用患者（24 時間）については、利用開始日の 1 か月前からです。

【対象者】

- ①東京都内に住所を有する方
- ②東京都難病医療費等助成対象疾病に罹患している方
- ③家族等の介護者の療養、休息等の理由により在宅での介護を受けることが困難になった方
- ④常時医学的管理の下におく必要がある方

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課
《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-0622 FAX 050-3161-8634

町田市障がい者緊急一時保護事業

【ご案内】 身 知

病気や急を要する冠婚葬祭等により、障がい者（児）の介護者が不在となった時に、施設などで障がい者（児）を保護します。

冠婚葬祭の中でも、急を要しない法事や結婚式は対象になりません。

【対象者】 町田市内在住で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方
※介護保険の該当者は対象外です。
※町田福祉園を利用する場合には短期入所の受給者証が必要です。

【利用期間】 原則として 7 日以内（1 泊から利用可能です。）

【受付時期】 町田福祉園、ひまつぶし de すぴ〜んは利用開始日の 1 か月前から
島田療育センターは利用開始日の 2 か月前から（利用には事前の登録が必要です）

【費用】 利用料は無料ですが、食事等の実費が必要です。また、利用する施設によっては他に費用が必要となる場合があります。

【お問合せ先】 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
※閉庁時で緊急の場合、
町田市役所代表（042-722-3111）へご連絡ください。

訪問看護ステーション

【ご案内】

病気やけがなどで、寝たきりか寝たきりになる心配のある方に、看護師や理学療法士等が訪問して、日常の看護、医療処置などを行っています。かかりつけ医に相談の上、下記へご連絡ください。なお、かかりつけ医のいない方は直接下記へご相談ください。

【対象者】 上記のような状態の方で、健康保険に加入している方

【お問合せ先】

●医療法人社団史世会 訪問看護ステーション旭	☎ 042-729-6306 FAX 042-729-6308 〒194-0023 旭町 1-17-15
●きらら訪問看護ステーション	☎ 042-794-2255 FAX 042-794-2256 〒194-0037 木曽西 4-35-41
●在宅療養支援ステーション楓の風 町田	☎ 042-788-1231 FAX 042-788-1233 〒194-0011 成瀬が丘 2-23-5 SNビル 402
●ジャスミン訪問看護ステーション	☎ 042-795-9110 FAX 042-795-9109 〒194-0011 成瀬が丘 2-22-8 101
●せりがや訪問看護ステーション	☎ 042-722-3710 FAX 042-722-3745 〒194-0013 原町田 4-27-33
●ウィル訪問看護ステーション八王子	☎ 042-703-6788 FAX 042-633-2800 〒194-0211 相原町 796-4 ドミール・ボンファール102号
●訪問看護ステーションカミヤ	☎ 042-788-1181 FAX 042-788-7711 〒194-0001 つくし野 3-4-8
●花いかだ訪問看護ステーション	☎ 042-703-8861 FAX 042-703-8862 〒194-0035 忠生 3-13-25メソネット HARA101
●医療法人社団慶泉会 訪問看護ステーション あゆみ	☎ 042-799-6556 FAX 042-799-6567 〒194-0005 南町田 2-1-45 SAKAEビル 4階
●鶴川訪問看護ステーション	☎ 042-812-3755 FAX 042-738-2304 〒194-0021 中町 4-12-18-102・201
●訪問看護ステーション 合掌苑鶴間	☎ 042-788-0633 FAX 042-788-0545 〒194-0005 南町田 5-3-28 鶴の苑
●訪問看護ステーション 口笛	☎ 042-706-8810 FAX 042-706-8809 〒194-0004 鶴間 7-3-3 介護老人保健施設オネスティ南町田内
●社会福祉法人賛育会 訪問看護ステーション 清風園	☎ 042-735-3066 FAX 042-734-8930 〒195-0072 金井 7-17-20
●医療法人社団 三医会 訪問看護ステーション 鶴川ひまわり	☎ 044-987-6969 FAX 044-987-2323 〒195-0054 三輪町 1059-1 鶴川記念病院内
●社会福祉法人コメット 訪問看護・野の花ステーション	☎ 042-728-0159 FAX 042-728-0159 〒194-0013 原町田 5-4-19 コメット会館 1階
●あすか訪問看護ステーション	☎ 042-708-0205 FAX 042-708-0206 〒195-0053 能ヶ谷 6-2-50

●訪問看護 ナースソリューション たんぽぽ	☎ 042-860-7256 FAX 042-860-7257	〒194-0021 中町 4-13-1 1 階
●ハロー訪問看護リハビリステーション	☎ 042-850-6066 FAX 042-850-6067	〒194-0045 南成瀬 1-1-2 プラザ成瀬 3-20
●みんなの訪問看護リハビリステーション木曽	☎ 042-851-9702 FAX 042-851-9703	〒194-0022 森野 6-1 95-5 横山第三ビル 1 階
●訪問看護ステーション デューン町田	☎ 042-860-7246 FAX 042-860-7247	〒194-0022 森野 1-9-18 プリマ・コスモ 3 階
●訪問看護ステーション デューン多摩境	☎ 042-860-0562 FAX 042-860-0582	〒194-0215 小山ヶ丘 3-2-13 delfino2A 号室
●町田病院訪問看護ステーション	☎ 042-794-6620 FAX 042-791-1566	〒194-0037 木曽西 4-12-22
●南町田訪問看護ステーション ペンギン	☎ 042-706-8663 FAX 042-706-8664	〒194-0004 鶴間 4-5-8
●よつば訪問看護ステーション	☎ 042-708-1355 FAX 042-708-1356	〒195-0053 能ヶ谷 4-1-1 岡田ビル 2 階
●よつば訪問看護ステーション木曽	☎ 042-794-6411 FAX 042-794-6412	〒194-0037 木曽西 1-1-18 2 階
●訪問看護ステーションまちきた	☎ 042-860-0309 FAX 042-860-0650	〒194-0212 小山町 1729-1
●玉川学園ゆい訪問看護ステーション	☎ 042-851-8101 FAX 042-851-8260	〒194-0041 玉川学園 7-4-21 玉学ハイツ 106
●ティエル訪問看護リハビリステーション町田	☎ 042-706-8948 FAX 042-706-8949	〒194-0011 成瀬が丘 3-8-3
●訪問看護ステーション悠々園	☎ 042-734-5573 FAX 042-737-7113	〒195-0053 能ヶ谷 3-2-1 リレイス鶴川 501 号室
●アロハナースステーション	☎ 042-732-3657 FAX 042-732-3659	〒194-0022 森野 5-21-1 シブヤツインビル 303
●訪問看護ステーションまちだ正吉苑	☎ 042-785-5551 FAX 042-785-5552	〒194-0044 成瀬 8-10-1
●シャロームまちさが訪問看護リハビリステーション	☎ 042-728-3222 FAX 042-860-6072	〒194-0022 森野 2-23-8
●はる訪問看護ステーション	☎ 042-860-0077 FAX 042-860-0088	〒194-0212 小山町 1026-1 コーポチェリオ 105
●つるかわナース	☎ 042-708-9863 FAX 042-708-9864	〒195-0062 大蔵町 552-1
●医療法人社団幸益会みどり訪問看護ステーション	☎ 042-794-4766 FAX 042-794-4769	〒195-0074 山崎町 2055-2 グランハート町田医療施設 B 棟・C 棟 2 階 C-215

●訪問看護ステーションいしずえ町田	☎ 042-707-6208 FAX 042-707-6209	〒194-0013 原町田 2-4-4 ほそのビル2階
●訪問看護あい羽	☎ 042-794-4392 FAX 042-794-4489	〒194-0203 函師町 1332-15
●ウィレッジ訪問看護リハビリステーション	☎ 042-794-6241 FAX 042-794-6243	〒194-0038 根岸 2-1-2 OTMビル 4階
●ウィレッジ訪問看護リハビリステーション多摩境	☎ 042-860-1906 FAX 042-860-1907	〒194-0212 小山町916 ビルバードM. O 1階
●医療法人社団天紀会 ドゥ町田訪問看護ステーション	☎ 042-860-0081 FAX 042-860-0082	〒194-0201上小山田町 2140 2階
●敬愛クリニック訪問看護ステーション	☎ 042-789-3730 FAX 042-794-9899	〒194-0035 忠生 4-5-10 ウエルストンアネックス 2階
●リハラボ訪問看護リハビリステーション町田	☎ 042-860-7978 FAX 042-860-7955	〒194-0015 金森東 1-11-45
●まちだ丘の上病院 訪問看護リハビリステーション	☎ 042-860-5602 FAX 042-860-5603	〒195-0064 小野路町 892-1
●訪問看護ファミリー・ホスピス成瀬	☎ 042-706-9728 FAX 042-706-9738	〒194-0015 金森東 4-1-36 ファミリー・ホスピス成瀬ハウス
●ふれあい町田ホスピタル 訪問看護事業部	☎ 042-798-1121 FAX 042-798-1122	〒194-0215 小山ヶ丘 1-3-8
●訪問看護ステーションオギンズ	☎ 042-794-4211 FAX 042-794-4221	〒194-0203 函師町 1701-1 ウインドベル 301
●ピーケア訪問看護リハビリステーション	☎ 042-850-5039 FAX 042-850-5676	〒194-0005 南町田 5-2-1 南町田5丁目ビル 2F
●多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション	☎ 042-797-7844 FAX 042-797-9344	〒194-0202 下小山田町 1414
●YC 町田訪問看護リハビリステーション	☎ 042-709-3952 FAX 050-3737-1101	〒194-0036 木曽東 3-8-22 読売センター町田木曽店3階
●訪問看護ステーションつむぎ	☎ 042-794-6800 FAX 042-794-6833	〒194-0036 木曽東3丁目 3-1 木曽中原店舗 2-3F
●訪問看護ステーションCOCOMINA	☎ 042-794-6054 FAX 042-794-607	〒194-0035 忠生 3-1-36 エスポワール忠生 101
●Five Star 訪問看護・栄養管理 Station	☎ 042-860-7192 FAX 042-860-7632	〒194-0022 森野 2丁目 1-8 サンコート町田 303
●訪問看護ハッピーシード	☎ 042-732-0620 FAX 042-732-0621	〒194-0041 玉川学園 5-16-19

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

【ご案内】 身 知 難

ご家族が自信を持ってご本人の在宅療養に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

【対象者】 都内に住所を有し、在宅で生活する重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の方

【訪問回数】 原則として週 1 回
※詳細は、保健予防課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課
《健康福祉会館》〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5127 FAX 050-3161-8634

障がい児（者）福祉員制度

【ご案内】 身 知

障がい児・者を介護している家族の方が所用（通院・公的機関への手続き等）で外出する場合、福祉員が障がい児・者を一時的に預かります。

【対象者】 市内在住の 65 歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）を所持する方、またはこれに準ずると認められる方（18 歳以上では身体障害者手帳 1・2 級、もしくは愛の手帳（療育手帳）1～3 度の方のみ）。ただし、重度で特別な技術と設備を必要とする方、伝染性または悪性疾患がある方、医師等の治療介護が必要な方はお預かりできません。

【利用できる要件】

- ・障がい児・者のために、医療・療育・機能回復訓練等の関係機関に出かけるとき
- ・家族が病気になり、通院等で出かけるとき
- ・市役所等の公的機関に、家庭の用事で出かけるとき
- ・冠婚葬祭等の社会的慣習で出かけるとき
- ・地域の福祉向上の事業に参加するとき（地域懇談会、廃品回収、学校の保護者会等）

※買い物・仕事・行楽等が要件の場合は、利用できません。

【費用】 18 歳未満の方、4 時間まで 200 円、以降 1 時間につき 100 円
18 歳以上の方、4 時間まで 1,000 円、以降 1 時間につき 500 円

【利用方法】 子ども発達支援課に申請して、利用カードの交付を受けてください。
なお、ご利用に際して、お客様ご自身で福祉員の方に予約を入れていただきます。

【お問合せ先】 子ども発達支援課 推進係（町田市子ども発達センター内）
☎ 042-709-3455 FAX 042-726-0454



救急直接通報システム

【ご案内】 身 難

ひとり暮らし等で、身体に重度の障がいがあるために緊急時の即応が困難である方に、緊急通報システム装置を給付または貸与します（ただし、協力員の選任が必要となります）。

【対象者】 原則 18 歳以上の在宅重度身体障がい者であって、緊急時に援助を必要とするなど、常時注意を要する状態である方。
なお 65 歳以上の方は、高齢者支援課にお問い合わせください。

【費用】 対象者の属する世帯の所得状況により自己負担があります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
高齢者支援課
☎ 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

住宅火災直接通報システム

【ご案内】 身 難

ひとり暮らし等の重度心身障がい者で、緊急時の即応が困難である方に住宅用防災機器と連動する通報機器を給付、または貸与します（ただし、協力員の選任が必要となります）。

【対象者】 18 歳以上のひとり暮らしなどの重度心身障がい者
65 歳以上の方は、高齢者支援課にお問い合わせください。

【費用】 対象者の属する世帯の所得状況により自己負担があります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
高齢者支援課
☎ 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

ふれあい収集（高齢者等訪問収集）

【ご案内】 身 知

高齢者及び障がい者の方々の在宅サービスを支援するため、ごみや資源を排出することが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、玄関先等からごみや資源の収集を行います。併せて、希望された場合やごみが出ていなかった場合はお声かけをし、安否の確認を行います。

【対象者】 町田市内に居住する次のいずれかに該当する方で、集積所等までごみ及び資源物を持ち出すことが困難で、かつ隣人その他の方の協力が得られない方。

- ① 65 歳以上のみの世帯で、その世帯の全員が要介護 2 以上又はそれと同等の状態と認められる方
- ② 身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のみの世帯
- ③ 市長が特に必要と認める世帯

【申込方法】 ケアマネジャー等に相談の上、必ずケアマネジャー等を通じて「町田市高齢者等訪問収集事業利用申請書」（ホームページからダウンロード可）をごみ収集課（〒194-0202 町田市下小山田町 3160）まで提出願います。
 なお「町田市高齢者等訪問収集事業利用申請書」は、障がい者支援センター、高齢者支援センター、高齢者支援課又は町田市バイオエネルギーセンタ内ごみ収集課窓口でも配布しています。

【お問合せ先】 ごみ収集課
 ☎042-797-7111

ヘルプマーク

【ご案内】 身 知 精 難

障がいがある人や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのマークです。

【対象者】 障がいがある人、難病の方、日常生活や緊急時に支援の必要な方
 ※ただし、町田市内在住、在勤、在学の方に限ります

【配布場所】 障がい福祉課窓口（郵送可）、障がい者支援センター

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
 ☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）



補装具

【ご案内】 身 難

身体障害者手帳所持者が職業や日常生活に必要な補装具を購入、または修理する際の費用を支給します（介護保険等の他制度から給付されるものは除く）。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

【支給判定】 補装具費の支給を受けるには、補装具を購入する前に、原則として東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です（ただし、判定を省略できる場合もありますので、事前にご相談ください）。

【費用】 原則として1割負担です。世帯の状況に応じた月額負担上限額があります（18歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

（※1）本人又は配偶者の市民税所得割額（※2）が、46万円以上（※3）の場合は対象外になります。ただし、18歳未満の障がい児について、所得制限はありません。

（※2）所得割額は、①申請する月が7月から翌年3月の場合：当該年度、②4月から6月の場合：前年度のものを確認します。

（※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。

② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。

③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

障がい別に交付される主な補装具の例

障がい別	補 装 具
視 覚	眼鏡・義眼・視覚障害者安全つえ
聴 覚	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
音声・言語	意思伝達装置
肢体不自由	義肢・装具・車いす・座位保持装置・歩行器など

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

日常生活用具

【ご 案 内】 身 難

在宅の障がい者の方の日常生活を容易にするため、別表の用具を給付します（ただし、介護保険該当者の場合 1～5、7、9、14～16 の用具については介護保険から貸与、購入等を受けてください）。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【申請手続き】 購入前に、次のものをご持参のうえ申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②品物の見積書
- ③品物のカタログ（44、45 の用具は不要。46 の用具については初回のみ必要、再給付時は不要です。）
- ④診断書（41 の用具について必要。10、11、36～38、40、44～46 の用具についても必要な場合があります。）

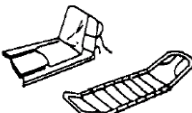
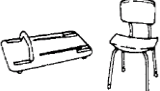
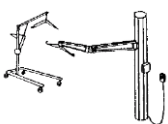
【費 用】 原則として1割負担です。世帯の状況に応じた月額上限負担額があります（18 歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

- （※1）本人又は配偶者の市民税所得割額（※2）が、46 万円以上（※3）の場合は対象外になります。ただし、18 歳未満の障がい児について、所得制限はありません。
- （※2）所得割額は、①申請する月が7月から翌年3月の場合：当該年度、②4月から6月の場合：前年度のものを確認します。
- （※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成 29 年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。
- ② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。
- ③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

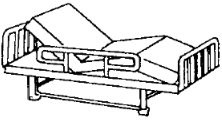
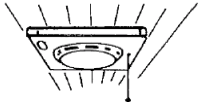
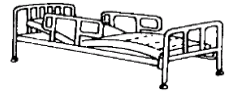
【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

日常生活用具 別表

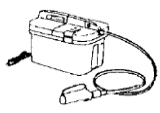
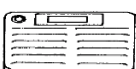
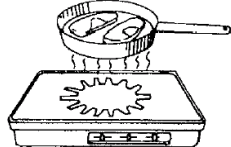
別表

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
1 簡易浴槽 ¥58,300  介護保険制度優先	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のものの	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。	8年
2 入浴担架 ¥133,900  介護保険制度優先	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
3 入浴補助用具 ¥90,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい者（児）で、入浴に介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
4 移動用リフト ¥257,500  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のものの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢又は体幹に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
5 歩行支援用具 ¥60,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい程度が1級又は2級のものを有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢が不自由なもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
6 T字杖、棒杖 ¥3,150	身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい程度が1級又は2級のものを有するもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	3年
7 便器 ¥16,500  介護保険制度優先 ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のものの ② 学齢児以上の難病患者等であって、常時介護を要するもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰掛け式のものの。ただし、取り替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年
8 特殊便器 ¥70,000  ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度の自ら排便の処理が困難なもの ② 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級のものの ③ 学齢児以上の難病患者等であって、上肢に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

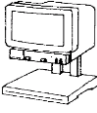
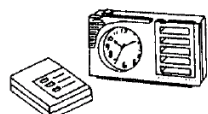
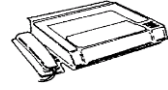
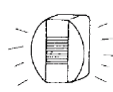
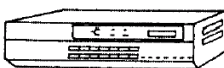
別表

9 特殊マット ¥50,000  介護保険制度優先	① 3歳以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度のもの ② 3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。） ④ 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの。	5年
10 頭部保護帽 プラスチック ¥15,000 ¥37,000 	障がい種別に関わらず、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、頭部を保護する必要があるもの（身体障がい者については、手帳保持者に限る。）（医師の意見書を要する場合がある。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
11 携帯用会話補助装置 アプリのみ ¥100,000 ¥10,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障がい者（児）又は肢体不自由者（児）で、音声言語の著しい障がいを有するもの（医師の意見書を要する場合がある。）	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの。※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外	5年
12 火災警報器 ¥15,500（1個） （2個まで支給可） 	65歳未満の者で、 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1級又は2級のもの ② 愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度のもの ※1世帯1つの給付とする	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
13 自動消火装置 ¥28,700 	65歳未満の者で、 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1級又は2級のもの ② 愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度のもの ③ 難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。） ※1世帯1つの給付とする	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの。	8年
14 特殊寝台 ¥200,000  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの ② 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの。	8年
15 体位変換器 ¥15,000  介護保険制度優先	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とするものに限る。） ② 学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	介護者が障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年

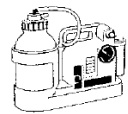
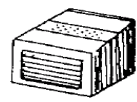
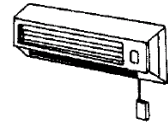
別表

16 特殊尿器  ¥100,000 介護保険制度優先	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がい程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。） ② 学齢児以上の難病患者等であって、自力で排尿ができないもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
17 コンピュータソフトウェア ¥100,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
18 パーソナルコンピュータ周辺機器 ¥100,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 ※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外	5年
19 ポータブルレコーダー ①録音再生機 ¥85,000 ②再生専用機 ¥48,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
20 時計 ¥13,300 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	10年
21 点字タイプライター ¥63,100 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者（児）が容易に操作できるもの。	5年
22 点字器 ¥10,400	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいのあるもの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	7年
23 音声式体温計 ¥9,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ※1世帯1つの給付とする。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
24 体重計 ¥18,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ※1世帯1つの給付とする。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
25 電磁調理器 ¥23,000 	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの ※1世帯1つの給付とする	障がい者が容易に操作できるもので、コンロ型電磁調理器であるもの。	6年

別表

26	視覚障がい者用拡大・音声読書器 ¥198,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を、読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの又は音声で読上げるもの。	8年
27	音響案内装置 1級 2級 ¥53,000 ¥12,000 ※1級の者で、送信機の場合 ¥12,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	10年
28	点字ディスプレイ ¥264,800 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。（上記性能に加えキーによる入力が可能な商品についても対象とする。）	6年
29	活字文書読上げ装置 ¥99,800 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
30	屋内信号装置 ¥87,400 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障がいの程度が2級のもの	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
31	聴覚障がい者用通信装置 ¥20,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい（有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの）	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
32	フラッシュベル ¥12,400 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がいの程度が3級以上のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	10年
33	情報受信装置 ¥88,900 	聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
34	会議用拡聴器 ¥38,200 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障がいの程度が4級以上のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年

別表

35 携帯用信号装置 	¥20,200	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がい程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。	6年
36 ネブライザー（吸入器） 	¥36,000	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障がい程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障がい者（児）が必要と認められるもの（医師の意見書を要する場合がある。） ② 難病患者等であって、呼吸機能障がいのあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
37 電気式たん吸引器 	¥56,400	上記と同じ	上記と同じ	5年
38 パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器） 呼吸状態を継続的にモニタリングする機能のあるもの（常時人工呼吸器を要する者に限る。）	¥40,000 ¥157,500	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障がい有するもの、又は同程度の身体障がい者（児）が必要と認められるもの（医師の意見書を要する場合がある。） ② 難病患者等であって、呼吸機能障がいのあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
39 空気清浄器 	¥20,000	身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がい程度が3級以上のもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
40 透析液加温器 	¥72,100	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。）（透析液の納品書又は医師の意見書を要する場合がある。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	5年
41 ルーム・クーラー 	¥50,000	身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもののかつ、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められたものに限る。）（医師の意見書を要する。）	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	6年
42 点字図書		学齢児以上の視覚障がい者（児）で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	—

別表

43	人工喉頭 笛式 ¥5,150 電動式 ¥72,000	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、音声・言語又はそしやく機能の障害があり、喉頭摘出したもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	笛式4年 電動5年
44	ストマ用装具 蓄便袋 ¥8,858/月 蓄尿袋 ¥11,639/月	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、小腸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ造設したもの（医師の意見書を要する場合がある。）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	—
45	紙おむつ ¥12,000/月 ※ 便器、特殊便器との併給不可	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、二分脊椎により排尿若しくは排便機能障がいのもの（医師の意見書を要する場合がある。） ② 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、2歳以前の疾病等により下肢又は体幹機能障がいをも有するもので、その程度が1級又は2級のもの（便意・尿意の意思表示が困難なものに限る。）（医師の意見書を要する。※所定の様式あり。）	介護者が容易に使用し得るもの。	—
46	収尿器 男性用 ¥15,862 女性用 ¥17,510	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、排尿機能障がいをも有するもの（医師の意見書を要する場合がある。）	障がい者が容易に使用し得るもの。	1年
47	正弦波インバーター発電機 ¥212,000 ※ ポータブル電源（蓄電池）との併給不可	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、常時人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障がいの程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、手帳記載の障がいを生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障がいのため医師に必要性が認められたもの（医師の意見書を要する。） ② 難病患者等で、その疾病により常時人工呼吸器の装着が必要なもの（医師の意見書を要する。）ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く	障がい者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、原則として外付けバッテリーの充電を目的とするもの。ただし、人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りではない。	6年
48	ポータブル電源（蓄電池） ¥104,000 ※ 正弦波インバーター発電機との併給不可	上記と同じ	障がい者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	6年
49	無停電装置 ¥41,000	上記と同じ	障がい者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、バッテリーが内蔵されていない人工呼吸器であって使用時に外付バッテリー等を装着する機器を利用している場合に予備電源による駆動開始までの間の人工呼吸器の駆動を確保することを目的とするもの	6年

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

【ご案内】

小児慢性特定疾病児童等（障害者総合支援法等、他の制度利用ができない児童等）に対し、必要な日常生活用具を給付します。

給付を希望される方は、申請前に下記担当にご相談ください。本制度や申請方法等について説明いたします。

なお、制度の詳細については、まちだ子育てサイト内「東京都の医療費助成制度」のページをご覧ください。

※事前に購入した場合は該当しませんので、必ず購入前に申請してください。

【費用】

生計を同一にする扶養義務者全員の所得の状況に応じて、自己負担額が発生します。



【お問合せ先】

保健予防課 保健予防係

☎ 042-725-5422 FAX 050-3161-8634

<まちだ子育てサイト>

中等度難聴児補聴器給付事業

【ご案内】



身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器等の装用により言語能力、生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器及び補聴システムを購入する場合にその費用の一部を助成します。

（注）助成を受けるためには、補聴器等を購入する前に申請手続きが必要となります。

【対象者】

次の①から④に該当する方。

- ① 町田市内に住所を有する 18 歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない方
- ③ 補聴器等の装用により、コミュニケーション能力等の向上が見込まれると医師が認める方
- ④ 初めて助成を受ける方、または前回の助成金の交付を受けた日から5年を経過している方

【申請手続き】

購入前に、以下の書類を提出してください。

- ・申請書（所定の様式があります）
- ・意見書（所定の様式があります）
- ・補聴器等の見積書

【助成金交付額】

片耳 1 台あたりの補聴器等購入費と、基準価格を比較し、少ない方の額の 9 割（対象者が生活保護法による被保護世帯、または市民税非課税世帯に属する場合は 10 割）の金額とします。

【お問合せ先】

子ども発達支援課 推進係（町田市子ども発達センター内）

☎ 042-709-3455 FAX 042-726-0454



重度身体障がい者訪問入浴サービス事業

【ご案内】 身

ご家庭での入浴困難な身体に障がいがある人に、横になったまま入浴できる専用の浴槽で、自宅で入浴していただける訪問入浴サービスを実施しています。

【対象者】 64 歳までの介護保険非該当者で身体障害者手帳の肢体不自由にかかる障害の程度が 1 級の方
※40 歳以上 65 歳未満で介護認定を受けた方または 65 歳以上の方は、介護保険サービスをご利用ください

【利用回数】 月 4 回

【利用料金】 1 回 1 4 0 1 円（生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料）

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域障がい者支援センター（→P.12）

住宅設備改善

【ご案内】 身 難

在宅の重度身体障がい者の方の日常生活を容易にするため、下表の設備改善に要する費用を給付します。住宅設備改善工事着手前にご相談ください（介護保険該当者は、介護保険の居宅介護住宅改修制度を先にご利用ください）。いずれも申請は、一世帯当り原則 1 回限りです。

専門家による住宅改修のアドバイザー制度があります。ご利用ください。

※障害者総合支援法第 4 条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

【費用】

原則として 1 割負担です。世帯の状況に応じた月額負担上限額があります（18 歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

（※1）本人又は配偶者の市民税所得割額（※2）が、46 万円以上（※3）の場合は対象外になります。ただし、18 歳未満の障がい児について、所得制限はありません。

（※2）所得割額は、①申請する月が 7 月から翌年 3 月の場合：当該年度、②4 月から 6 月の場合：前年度のものを確認します。

（※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成 29 年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。

② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。

③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

種目及び基準額	対 象 者
小規模改修 200,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 (ただし、日常生活用具の紙おむつを受給している者は、トイレ改修(特殊便器への取替えを含む)の対象外とする。また、特殊便器への取替えについては上肢機能障がい2級以上の者を対象とする。)
中規模改修 641,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備(階段昇降機含む) 機 器 本 体 979,000円 設 備 費 353,000円	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢、下肢、又は体幹に係る障がいの程度が1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者

※バリアフリー改修を行った住宅について固定資産税の減免を受けられる場合があります。
(詳しくは 69 ページをご覧ください。)

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

補助犬の給付

【ご 案 内】 ㊦

身体障がい者の方の自立と社会参加の促進のために補助犬を給付します。

※補助犬とは、盲導犬(視覚に障がいがある人を、安全・快適に誘導する犬)、介助犬(身体に障がいがある人のために、物の拾い上げや運搬、ドアの開閉等日常生活での介助・支援を行う犬)、聴導犬(聴覚に障がいがある人のために、ブザーや電話の呼出音等を伝え必要に応じて音源へ誘導する犬)をいい、国の指定する法人から認定されます。

【対象者】 盲導犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の視覚に係る障がいの程度が 1 級の方
介助犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の肢体不自由に係る障がいの程度が 1・2 級の方

聴導犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の聴覚に係る障がいの程度が 2 級の方

- ① 都内におおむね 1 年以上居住していること。
- ② 世帯全体に係る所得税課税税額の月平均額が 7 万 7 千円未満であること。
- ③ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住するものにあっては、その家屋の所有者または管理するものの承諾を得られること。
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると認められること。
- ⑤ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

【費 用】 無料。ただし補助犬の飼育、管理、治療などに要した費用は自己負担です。

【申請方法】 申請方法は年度により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

町田市立図書館の障がい者サービス

【ご案内】 身 利 精

町田市立図書館では、市内在住・在勤・在学の、視覚障がい等のために通常の印刷文字による読書が困難な方、または市内在住の肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な方のために、次のようなサービスを行っています。また、電子書籍サービスの利用方法や録音資料の再生方法についてのご案内も行っています。お気軽にお問い合わせください。

【利用登録】 図書館を利用するには利用者登録が必要です。
登録は、電話、郵送、来館のいずれかの方法でお受けします。
ご利用には条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

【内 容】 視覚障がい等①～④（④については視覚障がいがある人のみ）、来館が困難な方⑤
①対面朗読（ご希望の資料等を音訳ボランティアが読みます）
②資料の貸出（点字・録音・CD・DVD・一般図書等）
③点字・録音資料の製作
④視覚障がいがある人への点字・録音資料の郵送による貸出・返却
⑤来館が困難な方への資料の宅配（代理の来館者がおらず、移動図書館などの利用も不可能な場合）

【お問合せ先】 町田市立中央図書館 障がい者サービス担当
〒194-0013 町田市原町田 3-2-9
☎ 042-728-8220 FAX 042-729-6160

点字図書館

【ご案内】 身

点字図書館では、目の不自由な方の教養と福祉の増進をはかるために各種事業を行っています。事業内容、利用方法は各図書館により異なりますので、ご利用前に各問い合わせ先に直接お問い合わせください。

【日本点字図書館】

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

☎ 03-3209-0241（代） FAX 03-3204-5641

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、点字図書・録音図書のインターネット配信及びダウンロードサービス、視覚障がい者用図書レファレンスサービス、蔵書にない点字・録音資料のプライベート製作、専門対面リーディングサービス、中途視覚障がい者への点字教室・IT 教室の開催、視覚障がい者用具の販売、自立訓練（生活訓練）

【東京ヘレン・ケラー協会点字図書館】

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20

☎ 03-3200-0987 FAX 03-3200-0982

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、視覚障がい者への点字教室・生活サポート事業の実施、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成など

【日本視覚障害者団体連合点字図書館】

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸出し、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成など

【ロゴス点字図書館】

〒135-8585 江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館内

☎ 03-5632-4428 FAX 03-5632-4454

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、点訳・音訳ボランティアの育成と指導、目の見えない・見にくい人のための点字教室、視覚障がい当事者・家族を対象とした生活相談や ICT サポートなど

視覚障がい者日常生活情報点訳等のサービス

【ご案内】 ㊦

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問い合わせください。要予約。

【対象者】 都内在住・在勤で、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者

【費用】 無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USB や CD 外）をご持参ください。

【お問合せ先】 東京都障害者福祉会館
〒108-0014 港区芝 5-18-2
☎ 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

点字・録音刊行物の作成・配布事業

【ご案内】 ㊦

原則として都政刊行物から視覚障がい者に必要な情報を選定し、点字、カセットテープ又はデジタイズ版として毎月 1 点を無料配布しています。

【対象者】 都内在住の視覚障がい者（原則 18 歳以上の身体障害者手帳所持者）

【お問合せ先】 （公社）東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23
☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp

点字による即時情報ネットワーク(点字 J・B ニュース)

【ご案内】 ㊦

- ①…（原則として土日祝を除き毎日）新聞等の情報を抜粋し点字誌として郵送提供します。
- ②… ①の情報を音声化して、電話により 365 日 24 時間提供します。（電話料金はかかります）

【対象者】 都内在住の視覚障がい者

【お問合せ先】 （公社）東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23
☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005
☎ 0570-021802（電話ナビゲーションシステム専用電話）
Eメール info@tomoukyo.or.jp

市のお知らせ(音声版・点字版)

【ご案内】 身

視覚障がいがある人向けに、「声の広報（デージー版）」、「点字版広報まちだ」を発行し、希望者に無料で郵送します。詳細はお問い合わせください。

【お問合せ先】 広報課 ☎ 042-724-2101 FAX 042-724-1171

広報東京都(点字版・テープ版・デージー版)

【ご案内】 身

毎月 1 日に発行する都のお知らせ「広報東京都」を、点字版・テープ版・デージー版に編集して発行し希望者に無料で郵送します。

また、東京都公式ホームページの「WEB 広報東京都」のページでも音声聞くことができます。

WEB 広報東京都 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

【対象者】 都内在住の視覚障がい者の方

【お問合せ先】 東京都 政策企画局 戦略広報部 戦略広報課 出版担当
☎ 03-5388-3093 FAX 03-5388-1329

市議会だより(点字版・テープ版・デージー版)

【ご案内】 身

視覚障がいがある人に、「町田市議会だより点字版」と「声の町田市議会だより(カセットテープ版、デージー版)」を発行しています。費用は無料です。

【お問合せ先】 議会事務局 調査法制係
☎ 042-724-4049 FAX 050-3161-7663

都議会だより(点字版・テープ版・デージー版)

【ご案内】 身

「都議会だより」の点字版・テープ版・デージー版を年 4 回発行し、希望者に無料で郵送します。

また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声聞くことができます。

【対象者】 都内在住の視覚障がい者の方

【お問合せ先】 東京都議会 議会局 管理部 広報課
☎ 03-5320-7126 FAX 03-5388-1779
URL <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

盲人ホーム

【ご案内】 ㊦

あんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障がい者が、自営や雇用されることの困難な場合に、一定期間、施設利用者として患者を施術しながら、必要な技術指導や研修を受けることにより、その自立更生を図ることを目的としています。

【盲人ホーム 杉光園（さんこうえん）】

〒110-0016 台東区台東 3-1-6 日盲社協会館内
☎ 03-3831-0990 FAX 03-6240-1352

【光の家鍼灸マッサージホーム】

〒191-0065 日野市旭が丘 1-17-17
☎ 042-581-7109 FAX 042-581-9568（社会福祉法人東京光の家）

【盲人自立センター 陽光園】

〒164-0001 中野区中野 2-29-15 サンハイツ中野 208（陽光園）
☎ 03-3380-9944 FAX 03-3380-9944（社会福祉法人ひかり会）

あいサポートセンター

【ご案内】 ㊦

視覚に障がいがある人の学習や自立生活を支援するために、育児相談や訪問による支援、就学支援（年長）、通級指導教室、進路相談、その他見え方に関する相談等を行っています。まずは電話などでご相談ください。

【相談受付時間】 9：00～17：00

【お問合せ先】 都立八王子盲学校・教育支援部

〒193-0931 東京都八王子市台町 3-19-22
☎ 042-623-3278 FAX 042-623-6262

手話通訳者及び要約筆記者の派遣

【ご案内】 ㊦

聴覚および音声・言語機能に障がいがある人が、日常生活を営むうえで手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

【対象者】 市内に住所を有する聴覚および音声・言語機能障がい者、および関係団体

【内 容】 主に医療、職業、教育、保育、届け出などに関する事項に必要なとき

【費 用】 無料

【その他】 ①要約筆記の方法

全体投影（手書き※1・パソコン※2）

主に、会議や講演会などの複数人向けの方法。機器を利用し、その場で話された内容を文字に変えて、会場のスクリーンに映します。

ノートテイク（手書き・パソコン）

主に個人（1～2名）向けの方法です。利用者の隣で用紙に書いたり、入力して伝えます。

- ※1 全体投影の手書きはOHCを使用します。
- ※2 オンライン会議にも対応しています。詳細はご相談ください。

②要約筆記の機材について

要約筆記ご利用時に利用者に用意していただくものがあります。ご用意いただけない場合には貸し出しをいたしますので、ご相談ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
FAX 050-3101-3638 ☎ 042-724-2148

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

※以下の要件にすべて該当する場合、直接申し込むことが可能です。

（1）利用日が申込日から起算して3日以内であること。

（2）申込日が以下のいずれかの日であること。

ア. 金曜日（17時以降）、土曜日、日曜日、祝日

イ. 年末年始（12月29日～1月3日）

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出

【ご案内】 ㊦

都内在住の聴覚障がい者の方が健聴者との意思の疎通をはかったり、社会活動等における知識の習得のために必要なとき、コミュニケーション機器を貸し出しています。

【対象者】 都内在住の身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者およびその保護者、聴覚障がい者団体等

【貸出機器】 ①オーバーヘッドカメラ（OHC）・オーバーヘッドプロジェクター（OHP）・OHP台・特大スクリーン・大スクリーン
②ヒアリングループ
③液晶プロジェクター

【費用】 無料

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

【ご案内】

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターは、東京都の聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者とそのご家族・関係者を支援する事業を行っています。詳細とご利用方法は、次のホームページでもご覧いただけます。[\(https://www.jyoubun-center.or.jp/\)](https://www.jyoubun-center.or.jp/)

【①字幕付ビデオ・手話付ビデオ等の貸出し】

聴覚障がい者の方を対象に字幕や手話を付けたビデオ・DVD を無料で貸し出しています。一部、聞こえる方も利用できるものや上映会で使用できるものがあります。

センターへの来所が難しい方は、郵送での貸出も実施しています。(送料は自己負担)

【②字幕付 16 mm映画フィルムの貸出し】

聴覚障がい者を対象とした上映会を主催する団体、施設および公的機関などに無料で貸出しています(送料のみ主催者負担)。

取扱責任者は 16 mmフィルム映写の資格取得者であることが必要です。

【①、②のお問合せ先】

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
FAX 03-6833-5005 ☎ 03-6833-5004
Eメール video @jyoubun-center.or.jp

【③相談事業】

名称	内容	対象	費用	問合せ先
生活相談	生活や職業、聞こえのことなど、生活全般についての相談に応じるとともに、聴覚障がい者や福祉機器などに関する情報提供を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで行っています。 (来所・オンライン相談の場合は要予約) 受付：火・水・木・土曜日は 10 時～17 時、金曜日は 10 時～19 時	聴覚障がい者 および その関係者	無料	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3 FAX 03-6833-5005 ☎ 03-6833-5004 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp (FAX・Eメールは 24 時間受付。 担当の相談員が回答します。)

【④図書・資料の閲覧と貸出】

火・水・木・土曜日は 10 時～17 時まで、金曜日は 10 時～19 時まで、どなたでも利用できるスペースを開放しています。聴覚障がいに関する資料、図書等の貸出、閲覧、パソコン利用ができます。

10 住宅の優遇制度

都営住宅の申込

【ご案内】 身 知 精 難

障がい者の方がいる世帯、または単身障がい者の方の都営住宅の申込みには次のようなものがあります。それぞれの申込資格・応募方法などの詳細は、下記へ問い合わせてください。

【家族向・単身者向】

年2回（5月上旬、11月上旬）抽せんで行われ、家族向には、障がい者の方の当せん確率が高くなる優遇抽せん制度があります。

- ①身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方がいる世帯は、一般の世帯より 7 倍当せん確率が高くなります。
- ②身体障害者手帳 5 級～、愛の手帳 4 度・精神障害者保健福祉手帳 3 級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）、原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方、難病患者等の方がいる世帯は、一般の世帯より当せん確率が 5 倍高くなります。

【地元公募】

年 4 回（3 月上旬、6 月上旬、9 月上旬、12 月上旬）、市では市内にお住まいの方を対象に市内の都営住宅の募集を行う場合があります。この募集の優遇抽せん制度はありません。

【ポイント方式による募集（家族向）】

年 2 回（2 月上旬、8 月上旬）、心身障がい者世帯、車いす使用者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯を対象に募集を行います。抽せんではなく住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。継続して 3 年以上都内に住んでいること等の条件があります。

【単身者向・単身者用車いす使用者向住宅の募集(抽せん)】

年 2 回（2 月上旬、8 月上旬）、一定条件に該当する人だけを対象に募集します。障がい者については身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）の方。

単身者用車いす使用者向は、身体障害者手帳 1～2 級が必要です。

【募集方法】「広報まちだ」、「広報東京都」、東京都住宅供給公社ホームページに掲載

【募集案内配布場所】

募集案内は東京都住宅供給公社（町田窓口センター）、住宅課、市庁舎 1 階総合案内所、各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎コミュニティセンターで配布します。

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階

都公募 ☎ 03-3498-8894 地元公募 ☎ 042-713-5094

テレホンサービス ☎ 03-6418-5571 FAX 03-3409-4527

※ 収入が少なく生活が困難な状況にある世帯、障がい・難病など特別な事情のある世帯については、ご入居後、申請により収入に応じて設定された使用料が減額される場合があります。

市営住宅の申込

【ご案内】 身 知 精 難

障がい者の方がいる世帯、または単身障がい者の方の市営住宅の申込みには次のようなものがあります。それぞれの申込資格・応募方法などの詳細は、下記へ問い合わせてください。

【家族向・単身者向・車いす使用者向住宅】

年4回（6月上旬、9月上旬、12月上旬、3月上旬）抽せんで行われます。

車いす使用者向は、身体障害者手帳1～2級または戦傷病者手帳交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上であることが必要です。

※この募集の優遇抽せん制度はありません。

※住戸が空き次第の募集となるため、家族向・単身向・車いす使用者向が各募集月に募集がない場合があります。

【募集方法】「広報まちだ」、町田市ホームページ、東京都住宅供給公社ホームページに掲載

【募集案内配布場所】

募集案内は東京都住宅供給公社（町田窓口センター）、住宅課、市庁舎1階総合案内所、各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎コミュニティセンターで配布します。

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 都営募集課

☎042-713-5094 FAX 03-3409-4527

町田市住宅課 ☎042-724-4269 FAX 050-3161-6109

※収入が少なく生活が困難な状況にある世帯、障がい・難病など特別な事情のある世帯については、収入に応じて設定された使用料が減額される場合があります。

都市再生機構「UR 賃貸住宅」の申込

【ご案内】 身 知

高齢者等向け特別設備改善住宅

高齢者または障がい者の方向けに浴室の段差の緩和や設備の改善、そして緊急時にボタンひとつで通報できる連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅です。対象となる住宅は、中層住棟（5階建以下）の場合は1階の一部の住宅、高層住棟（6階建以上）の場合は1～3階のうちUR都市機構が指定した一部の住宅です。

【対象者】

- ①身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいがある人
- ②療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいがある人で常時介護を要する方、または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がい、またはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし介護者として親族の同居が必要となります。

※その他の要件についてはUR営業窓口にお問い合わせください。

【お問合せ先】 UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部

〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー

☎ 0120-411-363 9:30～18:00（定休日無。※年末年始を除く）

ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

新築のUR賃貸住宅（抽選）に申込の場合

身体・知的障がいがある方がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

【対象者】 （1）身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいがある方

(2) 下記のいずれかに該当する方。

- ①療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいがある方で、常時介護を要する方。
- ②児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。

【お問合せ先】 UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課
 〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16 階
 ☎ 03-5323-3560

東京都住宅供給公社の優先申込

【ご案内】 身 知 精 難

【優先お申込み制度】

リンク先 <https://www.to-kousya.or.jp/chintai/ouen/index.html>

① シルバーウィーク（高齢者等優先申込制度）

先着順募集を行う住宅のうち、当社の定めるお部屋（対象住戸の1階および2階のお部屋）については、以下の対象世帯の方に募集公開から7日間優先的にお申込みいただけます。

なお、優先申込期間を経過してもお申込みがなかった場合は、対象世帯以外の方でもお申込みいただける住宅として先着順募集をおこないます。

優先対象世帯：心身障がい者の方がいる世帯（※1）、

長期疾病等による歩行が困難な方がいる世帯（※2）

（※1）以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4級の障がいがある人
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第1号表ノ3に規定する障がいの程度のうち第1款症以上の障がいがある人
- ・重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて1～2級の障がいがある人

（※2）医師の診断書等により歩行が困難であることが証明できる方

② 子育て世帯等優先申込制度（ファミリーウィーク）について

先着順募集をおこなう住宅のうち、当社の定めるお部屋については、以下の対象世帯の方は募集公開から7日間優先的にお申込みいただけます。

なお、優先申込期間を経過してもお申込みがなかった場合は、対象世帯以外の方でもお申込みいただける住宅として先着順募集をおこないます。

優先対象世帯：心身障がい者の方がいる世帯（※1）

長期疾病等による歩行が困難な方がいる世帯（※2）

（※1）以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4級の障がいがある人
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第1号表ノ3に規定する障がいの程度のうち第1款症以上の障がいがある人
- ・重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて1～2級の障がいがある人

（※2）医師の診断書等により歩行が困難であることが証明できる方

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244
 営業時間／9：30～17：00 定休日／日曜日、祝日、年末年始

住まいの電話相談窓口

【ご案内】 身 知 精

住宅に困窮する方々へ安定した居住を支援することを進めるために、住宅確保要配慮者に向けた支援を行っています。電話により相談をお受けし、相談内容に応じて、相談者にとって必要な居住支援または生活支援サービスを扱う団体の紹介や、ニーズに合った不動産団体の紹介を行います。ご相談は無料です。

【対象者】 高齢者、障がい者、子育て家庭などの住まいにお困りの方

【相談日時】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
8：30～17：00

【相談先】 社会福祉法人悠々会
☎ 050-5526-1681
上記の電話につながりにくい場合は、下記の番号までご連絡ください。
☎ 042-737-7288（社会福祉法人悠々会代表電話）
ナビダイヤルの「4」をご選択ください。
※本事業は、町田市居宅支援協議会の住まいの電話相談窓口として、社会福祉法人悠々会に委託して実施しております。

【お問合せ先】 住宅課
☎042-724-4269 FAX050-3161-6109

国際シンボルマーク

【ご案内】 身 知 精

英語の International Symbol of Access を日本語に訳した呼び名です。このマークは、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す全世界共通のマークです。

障がい者が住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。

国際シンボルマークは、国際リハビリテーション協会（RI）が定めたものです。

【国際シンボルマークの使用について】

1. 現在、国や自治体において、建築物への設置基準が制定されております。建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準にもとづき使用することを推奨しています。
2. 公共輸送機関に設置する際は、障がいのために移動能力が限定されている方に、安全に利用できるスペースが確保されていることを確認し、設置者の責任でご使用ください。
3. 個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障がいがある人が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

【お問合せ先】 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（JSRPD）
〒162-0052 新宿区戸山 1-22-1
☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



国際シンボルマーク

11 文化・レクリエーション

障がい者スポーツ大会

【ご案内】 身 知 精

町田市では、11月3日に、障がいがある人を対象に、スポーツの機会を通じて互いに交流し親睦を深めていただくために、障がい者スポーツ大会を行っています。日にちが変わることがあります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

障がい児スポーツ教室

【ご案内】 身 知 精

障がいのある小学生以上18歳以下の方に、スポーツを通して楽しみながら汗を流していただくために年間36回程度、土曜日の午後に体育館とプールの2箇所で開催しています。

【対象者】 町田市内在住で、小学生以上18歳以下の障がいがある人

【費用】 参加費の負担があります。（年間3,000円程度。会場使用料、保険料）

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

障がい児（者）水泳教室

【ご案内】 身 知 精

町田市では、障がいがある人が水に親しみ、楽しむ場として、夏休み期間中の7月末～8月初に、水泳教室を開催しています。

【対象者】 町田市内在住で、小学生以上の障がいがある人

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

町田市障がい者青年学級

【ご案内】 身 知 精

主に知的障がいがある人が中心となって「生きる力・働く力の獲得」を目的とした、音楽・演劇・スポーツ・創作活動などを行います。土曜日または日曜日の月 1～2回開催で10時から16時。6月から翌年3月まで。

【対象者】 町田市内在住で、障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。

【実施場所】 生涯学習センター、ひかり療育園、ほか市内施設

【お問合せ先】 町田市生涯学習センター
(改修工事に伴い2026年1月3日まで休館予定)
☎ 042-728-0071 FAX 042-728-0073
〒194-0013 原町田6-8-1
※詳細については電話でお問い合わせください。

東京都障害者スポーツ大会

【ご案内】 身 知 精

陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク競技等の他、重度障害者競技会としてのボッチャ、スポーツの集いを実施しています。
※事前に申し込みが必要です。

【対象者】 身体障がい者及び知的障がい者及び精神障がい者
(参加資格があります。詳細は下記までお問い合わせください。)

【お問合せ先】 東京都障害者スポーツ協会
☎ 03-5206-5586 FAX 03-5206-5587
HP アドレス <https://tsad-portal.com>

東京都障害者福祉会館

【ご案内】 身 知 精

障がい者・ボランティア及び家族などの障がい者の福祉の増進を目的とする関係者を対象とした福祉施設です

【対象者】 障がい者の方、及び障がい者福祉の増進を目的とする関係者の方

【事業内容】 ①集会室などの利用公開
②相談（ピアカウンセリング、法律相談）
③視覚障がい者の日常生活情報点訳等サービス

【利用料】 無料

【お問合せ先】 〒108-0014 港区芝5-18-2
☎ 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550
HP アドレス <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/syoukan/>

東京都障害者スポーツセンター

【ご案内】 身 知 精

障がいがある人の健康増進と社会参加を促進するための障がい者専用のスポーツ施設です。障がいがある人がいつでも来て、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができます。詳しくはお問い合わせください。

【施設】 スポーツ施設（体育館・プール・卓球室・トレーニング室など）
文化施設（集会室・印刷室など）
宿泊施設

【対象者】 ①障害者手帳をお持ちの方
②障害者手帳交付者と同程度の障がいを有する方
③障がい者の介護をする方
④障がい者の福祉増進を目的とする団体
⑤その他、特に都知事が認める方

【休館日】 水曜日、国民の祝日の翌日、年末年始

【お問合せ先】 東京都障害者総合スポーツセンター
〒114-0033 北区十条台 1-2-2
☎ 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613
<https://tsad-portal.com/mscd>

東京都多摩障害者スポーツセンター
〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1
☎ 042-573-3811 FAX 042-574-8579
<https://tsad-portal.com/tamaspo>

パラ（障がい者）アートスクール

【ご案内】 身 知 精

以下の3コースの教室を、第1・3日曜日に開講しています。

A：マンガ・イラスト

B：絵画・造形

C：書道

【対象者】 障がいがある人（初心者から経験者まで。年齢・障害種別問わず）

【実施場所】 東京都障害者福祉会館

【受講料】 入会金 2,000 円（初めて受講される方のみ）
年間 31,500 円

【お問合せ先】 （公財）日本チャリティ協会パラアート事務局
〒160-0022 新宿区新宿 1-18-12 柳田ビル 3 階
☎ 03-3341-0803 FAX 03-3359-7964

12 交通に関する制度

福祉輸送サービス共同配車センター

【ご案内】 身 利 精

高齢、障がい者等の移動制約者を対象に、通院や買物、施設見学等に車いす及びストレッチャーのまま乗り降りできる車両を運行しています。

【料 金】

有料。ただし、生活保護世帯・非課税世帯の方で、市外への外出の場合は免除措置があります。証明できる資料を提出してください。（有料道路、有料駐車場の料金は利用者の負担となります）。

【利用方法】

事前登録が必要です。詳細は、お電話にてお問い合わせください。

【お問合せ先】

町田市社会福祉協議会 福祉輸送サービス共同配車センター
☎ 042-727-6361 FAX 042-727-6361

低床バスの運行

【ご案内】 身

車いすを利用している方が、らくに乗車できる低床バスが運行されています。
低床バス：市内各所（日によって運行路線が変わります）

【お問合せ先】

神奈川中央交通 町田営業所
☎ 042-735-5970 FAX 042-734-3291

町田ハンディキャブ友の会

【ご案内】 身

身体に障がいがあるために外出が困難な方々（車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方）に、移動の「足」として車いすでそのまま乗れるリフト付車両やスロープ付車両などを利用して、自立促進と行動範囲の拡大を図ることを目的としています。

【対象者】

利用会員＝車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方

【費 用】

利用会員＝入会金 2,000 円、会費年額 3,000 円、その他利用に際し、ガソリン代実費と負担金がかかります。

【利用方法】

事前登録が必要です。詳細は、お電話にてお問い合わせください。
なお、賛助会員、運転ボランティアを求めています。

【お問合せ先】

NPO 法人町田ハンディキャブ友の会
〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
☎ 042-721-5721 FAX 042-721-6605

駐車禁止等除外標章申請手続

【ご案内】 身 知 精

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障がい者等本人が現に使用中の車両であり、かつ当該標章を掲出している車両だけが除外対象車両となります。

車両を離れるときは、「運転者の連絡先又は用務先」の掲出が必要です。

【駐車できる場所】

- ①公安委員会指定による駐車禁止の場所
- ②時間制限駐車区間（パーキングメーター、パーキングチケット）は、指定された駐車枠内に指定された方法による駐車。

駐車するときは駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先又は用務を記した書面を車の前面ガラスに掲示することになります。

※なお、ステッカーを掲示した場合でも、次のような場所は駐車できません。

- 駐停車禁止場所の駐車 ●法定駐車禁止場所の駐車
- 駐車の方法に従わない駐車 ●車庫代り駐車、長時間駐車

※他の道府県では、時間制限駐車区間（パーキングメーターまたはパーキングチケットが設置されている場所）については、規制の対象から除外されない場合もあります。

【申請手続】

1. 申請者

申請者は都内に住所を有し、「身体障害者等用除外標章交付対象者」に記載する手帳の種別、障害の区分及び障害の等級に該当する身体障害者等本人です。

※申請は、申請者である身体障害者等本人が行ってください。

ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、又はパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請してください。この場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

2. 申請場所

都内全ての警察署（交通課）で申請することができます。（平日 8:30～16:30 受付。土、日、祝日及び 12/29～1/3 を除く）

3. 必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳等
- ・住民票（発行日から3か月以内のもの）（ご提出いただきます）
代理人が申請する場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）
申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

【対象者】

手帳の種類	障がいの区分		障がいの級別
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1
	聴覚障害		2 級又は 3 級
	平衡機能障害		3 級
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	1 級又は 2 級（2 級は一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害	1 級から 4 級までの各級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1 級又は 3 級
戦傷病者手帳	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
愛の手帳 （東京都療育手帳）	上肢機能障害、下肢機能障害、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障害、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症
	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、体幹機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症
精神障害者 保健福祉手帳	1 級		
小児慢性疾患手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

【お問合せ先】

町田警察署 交通総務係

〒194-0023 町田市旭町 3-1-3

☎ 042-722-0110 FAX 042-724-9190

南大沢警察署

〒192-0364 八王子市南大沢 1-8-3

☎ 042-653-0110 FAX 042-676-0378

障がい者用駐車区画利用カード・思いやり 駐車区画利用カード

【ご案内】 身 難

障がい者用駐車区画や思いやり駐車区画（※）を利用する際に、車のダッシュボードに掲示するカードを配布しています。

このカードの掲示により、駐車区画を正しく利用していることのアピールになるほか、駐車場を利用している多くの方が障がい者用駐車区画を知る機会につながります。利用対象の方は、ご活用ください。

※車椅子使用者ほど広いスペースを必要としないまでも歩行に配慮が必要な内部障がい者や聴覚・視覚障がい者、その他の障がい者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦などが対象。

【対象者】 身体の不自由な方、身体内部に障がいがある人など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方

【配布場所】 障がい福祉課（114 番窓口）、福祉総務課（703 番窓口）、
お住まいの地域の障がい者支援センター
※町田市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

【お問合せ先】 福祉総務課
☎ 042-724-2133 FAX 050-3101-0928



障がい者用駐車区画利用カード



思いやり駐車区画利用カード

※上記の利用カードに記載している各マーク（「車椅子ステッカー」等）の配布は行っておりません。